

別表(第8条関係)

懲戒処分標準例

【基本事項】

本懲戒処分標準例は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。具体的な処分量定の決定にあたっては、次に掲げる事項等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

また、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

事由		懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
一般サービス関係	(1) 欠勤					
	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員				●	●
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員			●	●	
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	●	●	●		
	(2) 遅刻・早退					
	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員					●
	(3) 休暇の虚偽申請					
	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員				●	●
	(4) 勤務態度不良					
	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせた職員				●	●

事由		懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
(5) 職場内秩序を乱す行為						
ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員				●	●	
イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員					●	●
(6) 虚偽報告						
事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員					●	●
(7) 重大な経歴詐称						
重要な経歴を偽り、採用された職員	●	●				
(8) 秘密漏えい						
ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせた職員	●	●	●			
上記の場合において自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員	●	●				
イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の情報が漏えいし、業務の運営に重大な支障を生じさせた職員			●	●	●	
(9) 無許可兼業						
本学の許可を得ないまま国立大学法人北海道教育大学職員兼業規則に規定する兼業を行った職員					●	●
(10) 入札談合等に関与する行為						
入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員	●	●	●			
(11) 個人の秘密情報の目的外収集						
その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員					●	●

事由		懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
	(12) セクシュアル・ハラスメント(第17号に該当するものを除く。)					
ア	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は就労・就学上の地位や人間関係などの優位性に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	●	●	●		
イ	わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。))を繰り返した職員			●	●	
	上記の場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	●	●	●		
ウ	わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員				●	●
	(13) 性暴力等(第17号に該当するものを除く。)					
	北海道教育大学における人権侵害の防止等に関する規則(以下「人権侵害防止規則」という。))に定める性暴力等を行った職員	●	●	●		
	(14) パワー・ハラスメント					
	人権侵害防止規則に定めるパワー・ハラスメントを行った職員	●	●	●	●	●
	(15) アカデミック・ハラスメント					
	人権侵害防止規則に定めるアカデミック・ハラスメントを行った職員	●	●	●	●	●
	(16) 妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント					
	人権侵害防止規則に定める妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントを行った職員	●	●	●	●	●
	(17) 児童生徒に対する性暴力等					
	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第2条第3項に定める児童生徒性暴力等を行った附属学校教員	●				
	(18) 児童生徒に対する体罰					
	児童生徒に体罰を行った附属学校教員	●	●	●	●	●

事由		懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
	(19) 研究活動上の不正行為					
	北海道教育大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規則(平成18年規則第51号)に定める研究活動上の不正行為又は研究費の不正使用を行った職員	●	●	●	●	●
業務上の 取扱い関係	(1) 横領					
	本学の金品を横領した職員	●				
	(2) 窃取					
	本学の金品を窃取した職員	●				
	(3) 詐取					
	人を欺いて本学の金品を交付させた職員	●				
	(4) 紛失					
	本学の金品を紛失した職員					●
	(5) 盗難					
	重大な過失により本学の金品の盗難に遭った職員					●
	(6) 器物損壊					
	故意に職場において本学の設備, 器物を損壊した職員				●	●
	(7) 失火					
	過失により職場において本学の設備, 器物の出火, 爆発を引き起こした職員					●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給					
	故意に本学の規程に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り, 又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員				●	●
	(9) 金銭・備品等の処理不適正					
	自己保管中の本学の金銭の流用等又は備品等の不適正な処理をした職員				●	●
(10) コンピュータの不適正使用						
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し, 業務の運営に支障を生じさせた職員				●	●	

事由		懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
業務外非 行関係	(1) 放火					
	放火した職員	●				
	(2) 殺人					
	人を殺した職員	●				
	(3) 傷害					
	人の身体を傷害した職員			●	●	
	(4) 暴行・けんか					
	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき				●	●
	(5) 器物損壊					
	故意に他人の物を損壊した職員				●	●
	(6) 横領					
	ア 自己の占有する他人の物(本学の金品を除く。)を横領した職員	●	●	●		
	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物(本学の金品を除く。)を横領した職員				●	●
	(7) 窃盗・強盗					
	ア 他人の財物を窃取した職員	●	●	●		
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	●				
	(8) 詐欺・恐喝					
	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	●	●	●		
	(9) 賭博					
	ア 賭博をした職員				●	●
	イ 常習として賭博をした職員			●		
	(10) 麻薬等の所持等					
麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ等の所持、使用又は譲渡等をした職員	●					
(11) 酩酊による粗野な言動等						
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員				●	●	

事由		懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
	(12) 淫行					
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	●	●	●		
	(13) 痴漢行為					
	公共の乗物等において痴漢行為をした職員			●	●	
	(14) 盗撮行為					
	公共の場所等において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員			●	●	
飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係	(1) 飲酒運転					
	ア 酒酔い運転をした職員	●	●	●		
	上記アの場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員	●				
	イ 酒気帯び運転をした職員	●	●	●	●	
	上記イの場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員	●	●	●		
	ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した職員 ※飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して	●	●	●	●	●
	(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)					
	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	●	●	●	●	
	上記アの場合において措置義務違反をした職員	●	●	●		
	イ 人に傷害を負わせた職員				●	●
	上記イの場合において措置義務違反をした職員			●	●	
	(3) 飲酒運転以外の交通法規違反					
	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員			●	●	●
上記の場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員			●	●		
監督者責任関係	(1) 指導監督不適正					
	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員				●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認					
	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員			●	●	